

浜松市モデルについて

2015年2月4日
東洋大学PPP研究センター
センター長 根本祐二

公共施設等総合管理計画策定における東洋大学標準モデル

- インフラ老朽化を背景にした総合管理計画策定の必要性は、常識として全国共通に共有されている。
- しかしながら、一般的に、どの地域でも、行政担当や市民は個々の施設等ごとに個別最適を志向しがちであり、全体最適的な計画を策定しがたい。
- そこで、全国どの自治体でも共通に利用できるひな型として定めたところ。
- 本モデルは、国の公式の見解ではないことは言うまでもないが、本分野における過去の研究成果に立脚したものであり、各自治体におかれては、まず、このモデルに当てはめた素案を作ることにより、作業を大幅に短縮できるとともに、その後の議論を具体的に進めることができるようになるものと期待している。

公共施設の種類の基準

評価	対策	対象となる施設
そもそも公共サービスとしての必要性に乏しい施設	廃止	
公共サービスとしては必要であるが、公共施設は必要ない施設	ソフト化(民間移管)	幼稚園・保育所、学童保育室、高齢者福祉施設、公営住宅、小規模スポーツ施設等
	ソフト化(市民移管)	集会所等
	ソフト化(代替サービス)	図書館における移動図書館や電子図書館、医療における遠隔医療等
公共サービスとしても公共施設としても必要だが、量を削減する必要のある施設	学校統廃合・小中一貫	将来の児童生徒数が235人以下となる場合は統廃合対象とする
	共用化	集会・会議室、音楽室、調理室、図書室、図工室等
公共サービスとしても公共施設としても必要だが、独立施設である必要のない施設	広域化	大型ホール、総合運動施設、中央図書館等
	多機能化	保育所、学童保育室、高齢者福祉施設、地区図書館、地区公民館等

土木インフラの種類別の基準

評価	対策	対象となる施設
必要性に乏しい	廃止	
必要だが代替サービスが存在する	分散処理	水道⇒地下水専用水道、公共下水道⇒合併浄化槽、電気、ガス⇒再生可能エネルギー
	ソフト化(配達・IT)	水道管⇒給水車など。
	移転	コンパクトシティ、高台移転
必要だが量が過剰	間引き	錯綜、過剰感のあるインフラを一部廃止
必要で量も削減できない	リスクベースメンテナンス(RBM)(注)	一般の道路、橋りょう、水道、下水道

(注)重要度に応じて、事後保全、状態基準保全を組み合わせることで、耐用年数に差を付ける。たとえば、幹線道路の舗装打替えは15年間隔、生活道路は30年間隔など。

公共施設・土木インフラに共通する基準

基準	公共施設	土木インフラ
長寿命化	機能を維持するために必要と考える(30年目に更新費用の6割かけて改修し60年目に更新)	具体的な長寿命化計画がある場合はそれを織り込む。
公的不動産	学校統廃合跡地等を民間に売却・賃貸する。	
PFI／指定管理者	更新施設はPFI, 既存施設は指定管理者を導入。	
包括民間委託	施設等の維持管理を包括的に民間委託する。	
スペースマネジメント	事務スペース等の非効率なスペース使用を見直し。	
エネルギーマネジメント	ESCO等によりエネルギーの利用効率の引き上げ 同左	
利用料引き上げ	有償施設、上下水道、有料道路の利用料を引き上げる。	
市民負担見直し	最終的な資金過不足に応じて世帯当たり負担を明示する。	

浜松市モデルの基本原則

- 国が提示している総合管理計画指針(2014年4月総務省指針)の3原則を満たすこと。
- 原則として、東洋大学標準モデルに準拠すること。
- 本市の特徴を踏まえて、以下の通り、中山間地域の取り扱いに十分配慮すること。
 - 学校統廃合基準は、コミュニティの中核施設としてできるだけ多くの学校を維持するため、標準モデルの例外である「例外ルール」を適用する。
 - ソフト化(民間委託)に分類される施設につき、適当な民間事業者が見いだせない場合には、類似機能共用化のうえ、多機能化を適用する。

浜松市モデルの具体的ルール(1)

- 学校統廃合

- 小中学校の統廃合にあたっては、原則ルールを適用する。(児童生徒数見込みが235人以下)
- 中山間地域に立地する小中学校には、例外ルールを適用する。(児童生徒数見込みが117人以下)
- 通学距離は文科省目安(小学校4km、中学校6km)によるものとする。これを越える場合はスクールバスを導入する。
- スクールバス通学時間が1時間以上の場合、または、統廃合によって通学時間が1時間以上となることが想定される場合は、当面は、小規模校のまま維持しつつ、学校施設にコミュニティ内の学校以外の公共施設の機能を移転し、コミュニティの拠点とすることも可とする。並行して、市全体で居住地域の再配置も含めた検討を行い、その結果を反映させるものとする。

浜松市モデルの具体的ルール(2)

- 学校以外の施設

- 中山間地域以外に立地する施設は、標準モデルに準拠する。
- 中山間地域に立地する施設で、標準モデル上はソフト化(民間委託)の対象となる種類の施設は、民間へのサウンディング(注)などを通じて民間事業者の存在を把握するものとし、存在しないと認められる場合は廃止、広域化、多機能化などを適用する。

- その他の論点

- 新築もしくは大規模改修後間もない施設の場合は、施設は維持するものとする。ただし、上記の基準で統廃合、ソフト化等の対象となった場合は、当該施設を廃止もしくはソフト化したうえで、施設を用途転換し、存続させる他の公共施設の機能を移転するものとする。

(注)民間事業者が存在するかしないかを行政が決めるのではなく、実際に潜在的な民間事業者意向を照会して決める手法

浜松市モデルによる改修・更新経費の試算

(単位: 億円、%)

施設区分	必要経費	削減効果		実績(23-25)	過不足の状況(充足率)	
	年平均 A	浜松市モデル の効果 (削減分) B	削減効果を 反映させた 必要経費 (年平均) C(A-B)	年平均 D	D - C	D / C
公共施設	255	110	145	97	△48	66.9%
土木インフラ	393	188	205	121	△84	59.0%
計	648	298	350	218	△132	62.3%

- 浜松市モデルの効果により、1年当たりの改修・更新経費が648億円から350億年に大幅に削減されるが、なお、132億円が不足する。
- 新規投資の抑制、公的不動産、PFI/指定管理者の導入、市民負担の見直しなど、さらなる対策が必要である。